

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 告 示

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの道税の申告等の期限延長（税務課） 1

## 告 示

### 北海道告示第123号

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第20条の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は北海道税に関する条例若しくは規則に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付に関する期限のうち、北海道内に住所、居所、事務所又は事業所を有する個人に係るもの（個人の道民税若しくは事業税（申告又は申請に係るものに限る。）又は不動産取得税（農地等の一括贈与又は減免対象となる不動産の贈与契約の取消し若しくは解除に係るものに限る。）に係るものに限る。）で、その期限が令和3年2月2日から同年4月14日までの間に到来するものについては、その期限を同月15日まで延長する。

令和3年2月17日

北海道知事 鈴木直道